

「国際金融都市・東京のあり方懇談会」設置要綱

平成 28 年 1 月 11 日制定 28 政調政第 709 号

(名称)

第 1 条 本会は、国際金融都市・東京のあり方懇談会（以下「懇談会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 懇談会は、「国際金融都市・東京」の実現に向けて、金融の専門家や企業経営者等から多様な意見を聴取し、都が今後取るべき政策方針及び中長期的・大局的な視点から必要となる抜本的な施策の検討、取りまとめの基礎とすることを目的に設置する。

(組織)

第 3 条 懇談会は、別紙の懇談会メンバーをもって組織する。

2 座長は、メンバーの互選により定める。

(懇談会)

第 4 条 懇談会は、座長が招集する。

2 懇談会は、必要があると認めるときは、懇談会メンバー以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

3 知事を除く懇談会メンバーのうち、実際に懇談会に出席した者に対しては、都の基準により定める報酬を支払うことができる。

4 懇談会の資料及び議事録については、原則として公開とし、座長が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第 5 条 懇談会の庶務は、政策企画局調整部政策課において処理する。

(雑則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 11 日から施行する。

(別紙)

「国際金融都市・東京のあり方懇談会」メンバー

東京都知事	小池 百合子
一般社団法人国際資産運用センター推進機構理事	有 友 圭 一
日本証券業協会会長	稲 野 和 利
一般社団法人日本投資顧問業協会会長	岩間 陽一郎
一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会会長	仮屋 薫 聡一
早稲田大学大学院経営管理研究科教授	川 本 裕 子
一般社団法人全国銀行協会会長	國 部 毅
株式会社KKR ジャパン会長	斉 藤 惇
インテグラル株式会社代表取締役パートナー	佐 山 展 生
公認会計士	須 田 徹
株式会社お金のデザイン取締役/ファウンダー	谷 家 衛
一般社団法人日本損害保険協会副会長	牧 野 治 郎
日本銀行決済機構局長	山 岡 浩 巳
シティ オブ ロンドン グリーンファイナンスイニシアチブ議長 SEB 銀行英国地区代表	Sir Roger Gifford
一般社団法人国際銀行協会会長	Jonathan B. Kindred
ウィズダムツリー・ジャパン株式会社CEO	Jesper Koll